180 日を超える入院の選定療養費について

入院期間が 180 日を超える場合は、181 日目から入院基本料の 15%の料金をお支払い頂きます。
なお、厚生労働大臣が定める病状の場合は除きます。

1. 急性期一般入院基本料

イ　急性期一般入院料 1 （1 日につき）　　2,723 円（税込）

2. 一般病棟特別入院基本料（1 日につき）　　964 円（税込）

※お問い合わせは 1 階総合受付（医事課）までご相談ください。